

工事及び建設コンサルタント等業務における
保証証書等の電子化について
(契約保証、前払・中間前払金保証)

令和6年11月

独立行政法人水資源機構
技 術 管 理 室

保証証書等の電子化の概要

1 はじめに

当機構の工事及び建設コンサルタント業務等における契約保証、前払金保証及び中間前払金保証について、令和6年12月1日以降、電磁的記録により発行された保証証書等（電子証書等）の提出を可能としますのでお知らせします。

現時点で電子証書等の発行を行う保証機関は、保証事業会社（※1）及び保険会社（※2）です。

電子証書等の場合、郵送や持参の必要がなくなりますので、ぜひご活用ください。なお、引き続き紙媒体での提出も可能です。

個別発注案件における電子証書等の具体的な提出方法等手続きに関しましては、発注を行う各事務所の契約担当までお問い合わせください。

2 対象範囲

下表の赤枠内が今回の電子化対象範囲です。

保証の種類	提出期限	取扱事業者
入札保証	入札書提出まで	銀行、保証事業会社、保険会社
契約保証	落札決定後 契約締結まで	銀行 保証事業会社、保険会社
前払金等保証	前払金等請求まで	保証事業会社

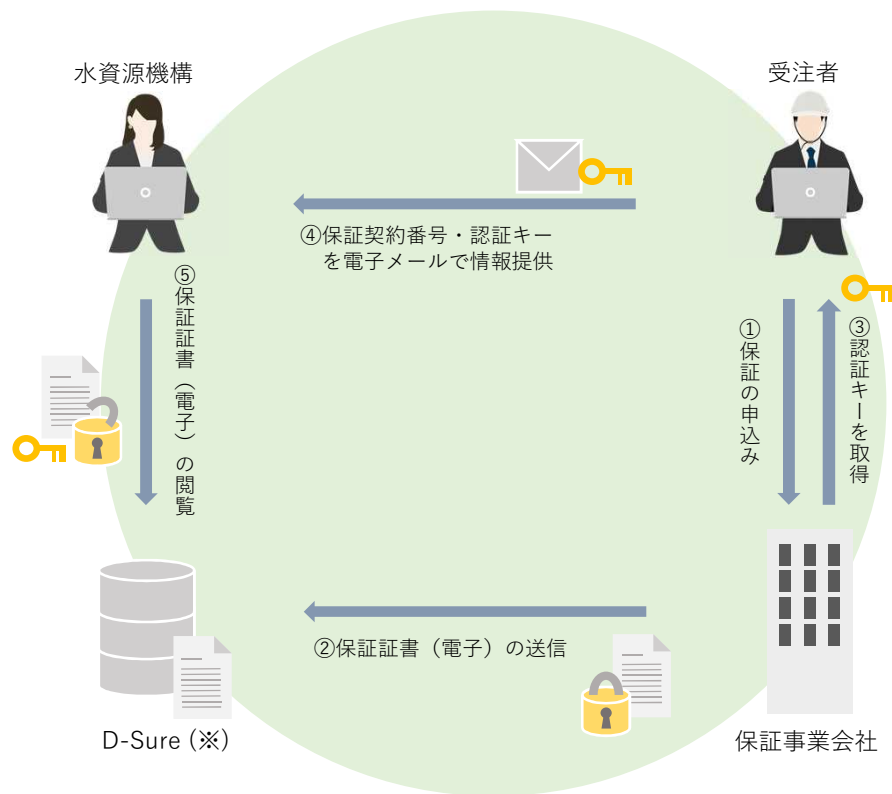
※1 北海道建設業信用保証株式会社、
東日本建設業保証株式会社、
西日本建設業保証株式会社

※2 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、
共栄火災海上保険株式会社、
損害保険ジャパン株式会社、
大同火災海上保険株式会社、
東京海上日動火災保険株式会社、
日新火災海上保険株式会社、
三井住友海上火災保険株式会社

電子証書等の提出の流れ（概要）

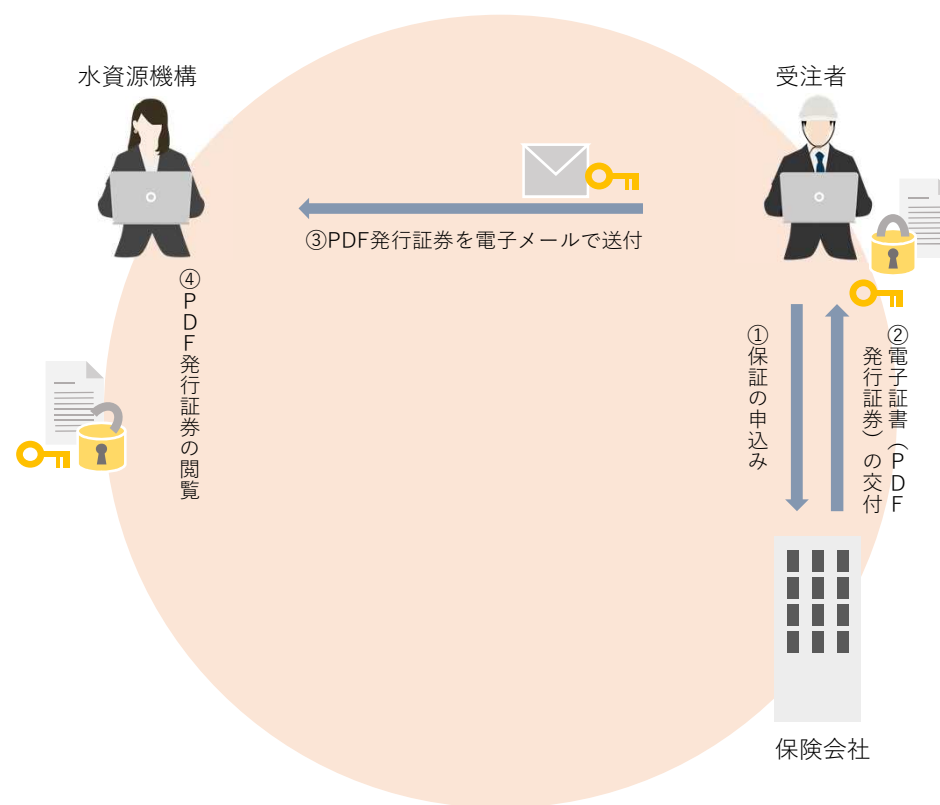
3 電子証書等の提出の流れ（概要）

(1) 保証事業会社の保証の場合



(2) 保険会社の保証の場合

(1) と同等のスキームへの対応準備が整うまでの間の暫定的方法とします。



※発注者が電子証書を閲覧、確認するクラウドサービスの名称